

# 消費者向け製品に関連した注意喚起

# 【参考①】スキューバダイビング用小型容器に関連した注意喚起

- 利用者が圧縮空気を充填するタイプの海外製スキューバダイビング用小型ボンベが、ECサイト等で販売されているが、これを消費者が使用した場合には、高压ガス保安法違反となる蓋然性が高いため、必要な注意喚起等を実施。

## 経済産業省ホームページでの注意喚起

刻印等のないスキューバダイビング用タンクの使用について（注意喚起）

### 本件の概要

2020年8月21日  
経済産業省

近年、小型スキューバダイビング用タンク（0.5リットル～1リットル程度の大きさで、最大圧力20MPa程度。高压ガス保安法第48条第1項に定める容器）及び関連機材（タンクへの詰め替えアダプター、手動ポンプ等）が、ECサイト等で販売されています。

使用者の安全等を確保するため、スキューバダイビング用のタンクの使用にあたっては、下記が必要となります。

- ・タンクに高压ガスを充てんする場合、法令に定める検査に合格し刻印等がされたタンク及び附属品（バルブ、安全弁等）を使用すること
- ・充てんする圧力が一定圧力を超える場合、都道府県等への高压ガスの製造の届出を行い技術基準を遵守すること

刻印等のない海外製タンク等については、必要な検査・届出等を行うことなく使用することは法令違反であり、また漏洩、爆発等の危険性が高く、安全を確保することができませんので、ご注意くださいようお願いします。

ご不明の点があれば経済産業省高压ガス保安室までお問い合わせください。

<参考：高压ガス規制の例>

※詳細については高压ガス保安法令をご確認下さい。

○容器への充てんにあたり、一定圧力を超える高压ガスとなる場合は、都道府県知事への届出及び技術基準の遵守が必要です。（高压ガス保安法第5条第2項、第12条）

○容器検査（附属品検査）に合格した容器（附属品）でなければ、譲渡・引き渡しをすることが原則的にできません。（高压ガス保安法第44条第1項、第49条の2第1項）

○高压ガスを充てんしようとする場合は、その容器は以下に該当する必要があります。（高压ガス保安法第48条第1項）

- ・容器検査及び容器再検査に合格した刻印等がされていること
- ・ガス種に応じた塗色や、氏名・住所等の表示がされていること
- ・附属品検査及び附属品再検査に合格した附属品が装置されていること。等

## 業界団体と連携した注意喚起

### 違法行為になる 簡易小型スクーバセットについて

#### 注意喚起

現在、海外からの輸入品で下記イメージ図の様な簡易小型のスクーバセットが、特にeコマースを経由したインターネット販売で流通しております。そのほとんどは日本国内においては、高压ガス保安法で定める充てんを行う行為の法的条件を満たしておりません。

日本国内で高压ガスを充てんするには、容器（小型タンク）及びその容器に付属しているバルブも高压ガス保安協会（KHK）の登録に合格し、KHKの刻印が打刻されたものでなくてはなりません。また、一定圧力を超えて充てんを行う行為そのものには製造届・届出への届出が必要であり、無届出での充てんは違法行為となります。（手押しポンプ・移充てん等も法規制対象です。）正しく取り扱われない場合、高压ガスには爆発等、生命に關わる事故を招く危険性があります。また、スクーバダイビングの知識が無い人が軽率に使用した場合、肺の損傷など重篤な事故につながる危険性があります。消費者皆様におかれましては該当製品の購入や使用を安易にされないようお願い申し上げます。

なお、該当製品を既に購入されている方は充てんされている空気を開放し、法令に定める方法で廃棄される事を強く推奨いたします。



空気を使用する場合は、容器の色の1/2以上の範囲がグレーである事が法律で定められています。黄色・赤・黒などは空気を充てんできません。

## 【参考②】家庭用炭酸水製造装置用のガスシリンダーに関連した注意喚起

- 高圧ガスの充填が禁止されている炭酸ガスシリンダーへの充填を可能とする器具がECサイト等で販売されているが、このような器具を用いて消費者が再充填をした場合には、高圧ガス保安法違反に該当することとなることから、必要な注意喚起等を実施。

### 経済産業省ホームページでの注意喚起

刻印等のない炭酸ガスシリンダーへの充填について（注意喚起）

#### 本件の概要

2020年9月18日  
経済産業省



（画像提供：ソーダストリーム株式会社）



（画像提供：株式会社シナジートレーディング）

近年、家庭用の炭酸水メーカー（水に炭酸ガスを注入し、炭酸水を作る装置。「ソーダストリーム」〔※1〕及び「ドリンクメイト」〔※2〕等。）が販売されています。このメーカーに用いられる、炭酸ガスを充てんしたシリンダーに、販売者の注意喚起を守らず、一般消費者が炭酸ガスを再充てんする行為が、インターネット上の動画投稿サイトにおいて掲載されています。

高圧ガスが充てんされた状態で輸入されたシリンダーには、法令上必要な刻印等（高圧ガス保安協会による容器検査に合格した刻印等）がされていない場合があります。充てんされたガスの消費は、輸入にあたっての所定の検査により可能となりますが、高圧ガスの再充てんはできません。刻印等のない容器に、高圧ガスを再充てんすることは法令違反であり、漏洩、爆発等の危険性が高く、安全を確保することができませんので、ご注意ください。

販売者の注意に従い、シリンダーの使用・返却等をするようにしてください。  
ご不明の点があれば経済産業省高圧ガス保安室までお問い合わせください。

<参考：高圧ガス規制の例>

○高圧ガスを充てんしようとする場合は、その容器は以下に該当する必要があります。

（高圧ガス保安法第48条第1項）

- ・ 容器検査及び容器再検査に合格した刻印等がされていること
- ・ 附属品検査及び附属品再検査に合格した附属品が装置されていること 等

（※1）ソーダストリーム株式会社

<https://www.sodastream.jp/>

（※2）株式会社シナジートレーディング

<http://www.drinkmate.jp/>